



第311回 人事・経営研究会

<Webセミナー>

401k-Ⅱ

確定拠出年金制度の確認

三井住友海上火災保険株式会社
個人金融サービス部 営業推進チーム

《資料の取扱いについて》

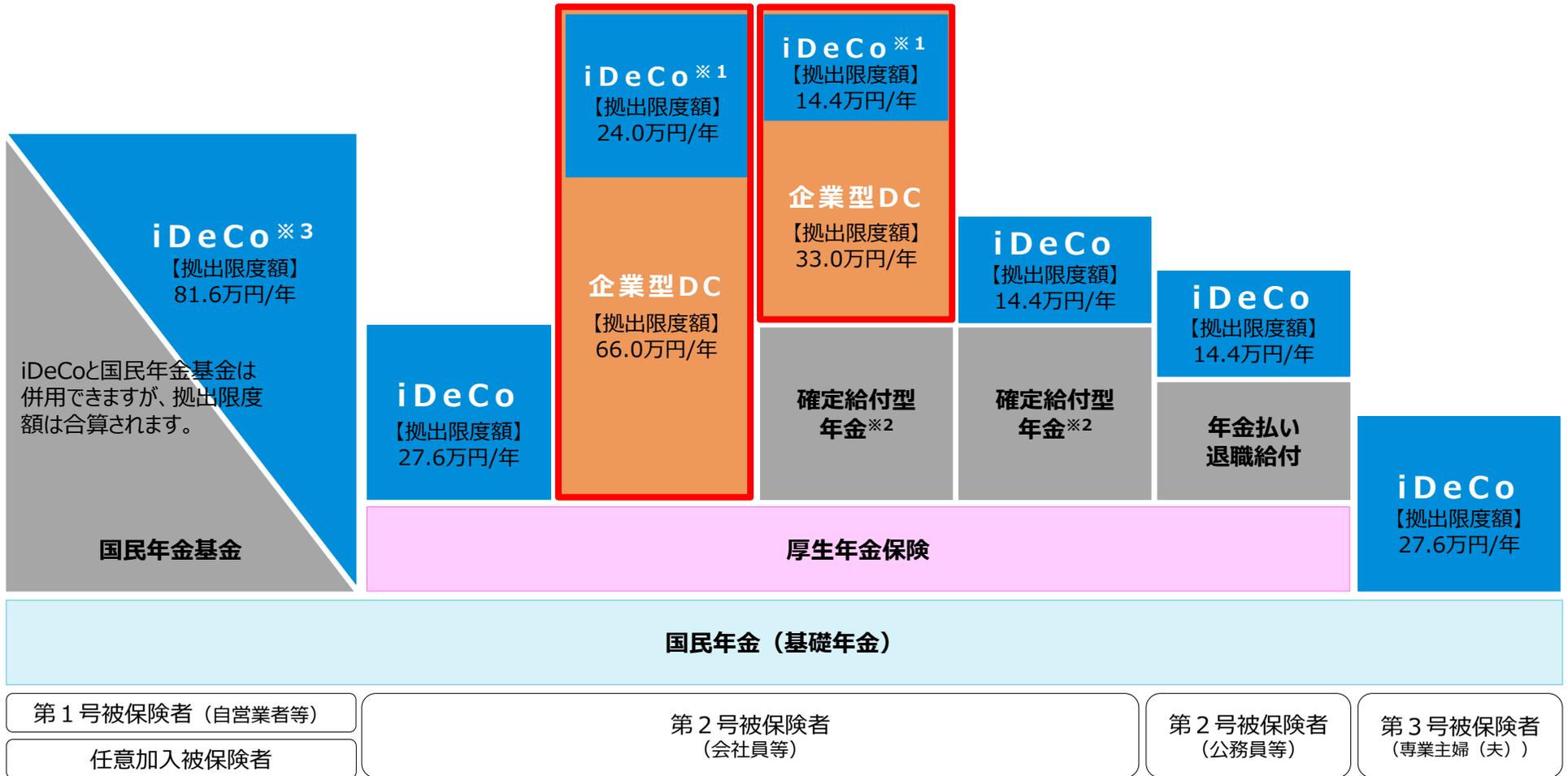
本資料はJIPCLUB会員に提供しています。同業及び競合者への開示、提供は厳禁です。

企業型 D C の制度詳細

iDeCo の制度詳細

企業型DCの制度詳細

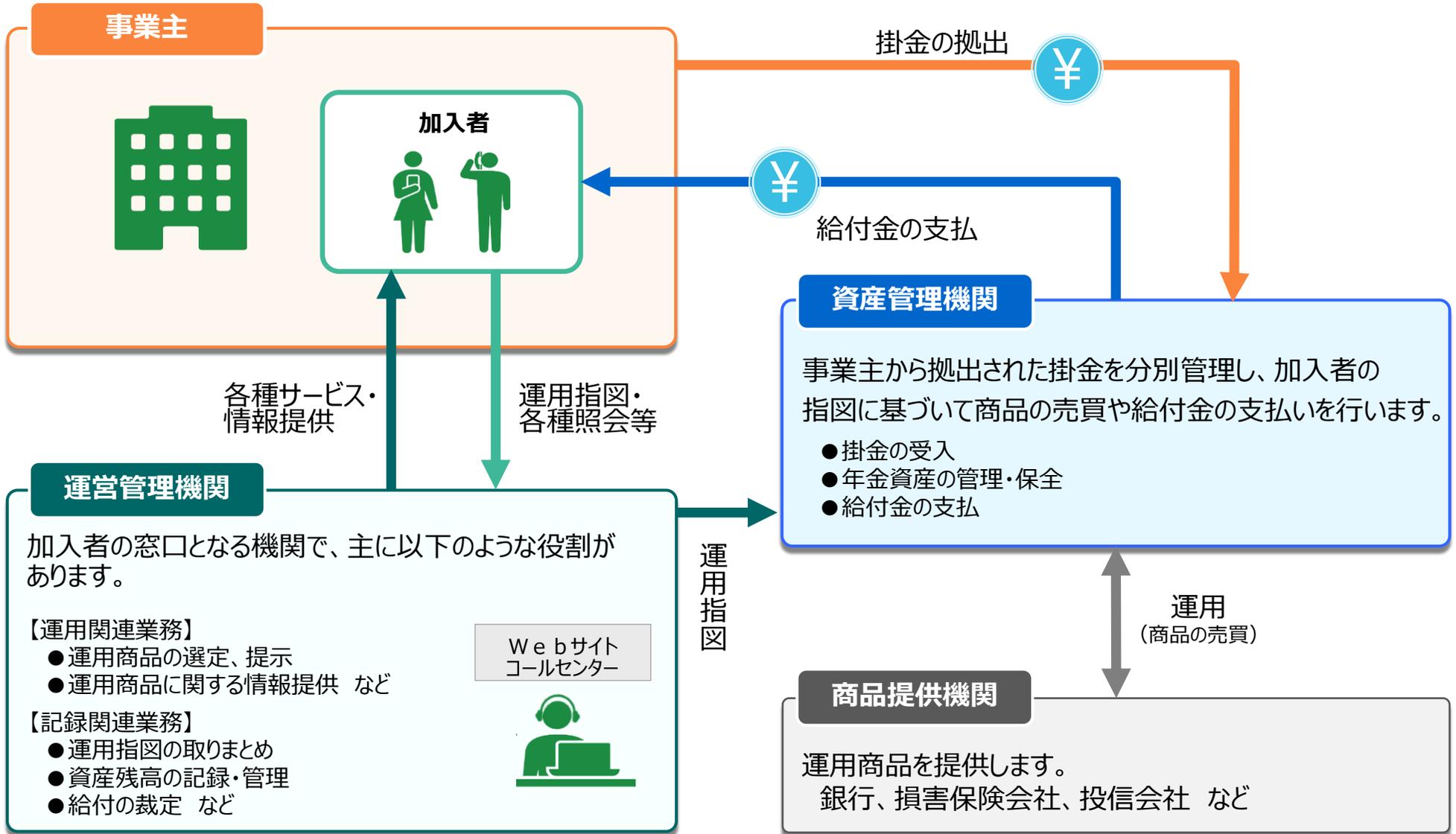
公的年金とDCの位置づけ



- ※ 1 企業型DC加入者は、原則iDeCoに加入することができます。ただし、企業型DCの事業主掛金が毎月定額拠出ではない（年単位拠出となっている）場合、または企業型DCの加入者掛金（マッチング拠出）を利用している場合は、iDeCoに加入することはできません。
- ※ 2 厚生年金基金、確定給付企業年金があります。
- ※ 3 国民年金の保険料の納付免除や納付猶予を受けている方、農業者年金の被保険者はiDeCoに加入できません。

企業型DCの運営

企業型DCは、以下のように運営しています。



企業型DCの設立形態

単独型



自社の社員だけを対象に規約を作成し、認可を受ける形態。制度の設計も自由に行うことができるがその分運営コストは割高。大企業向け。

連合型



同一企業グループ等で年金規約を採用する形態。

総合型



業種、地域及び資本等に関係なく1つの年金規約に複数の企業が参加できる形態。単独型に比べ、手続きが簡単で運営コストも抑えられるのが特徴。中小企業が導入する場合には、すでに認可を受けている総合型の規約に追加で参加する形となる。

企業型DCの概要

企業型DCは、事業主が掛金を拠出し、加入者自らがその掛金を運用して資産をつかっていく制度です。将来の受取額は、運用結果に応じて加入者ごとに異なります。

1. 拠出

事業主はDCの加入者に、定められた掛金を毎月拠出します。掛金は加入者ごとのDC専用口座※に入金されます。

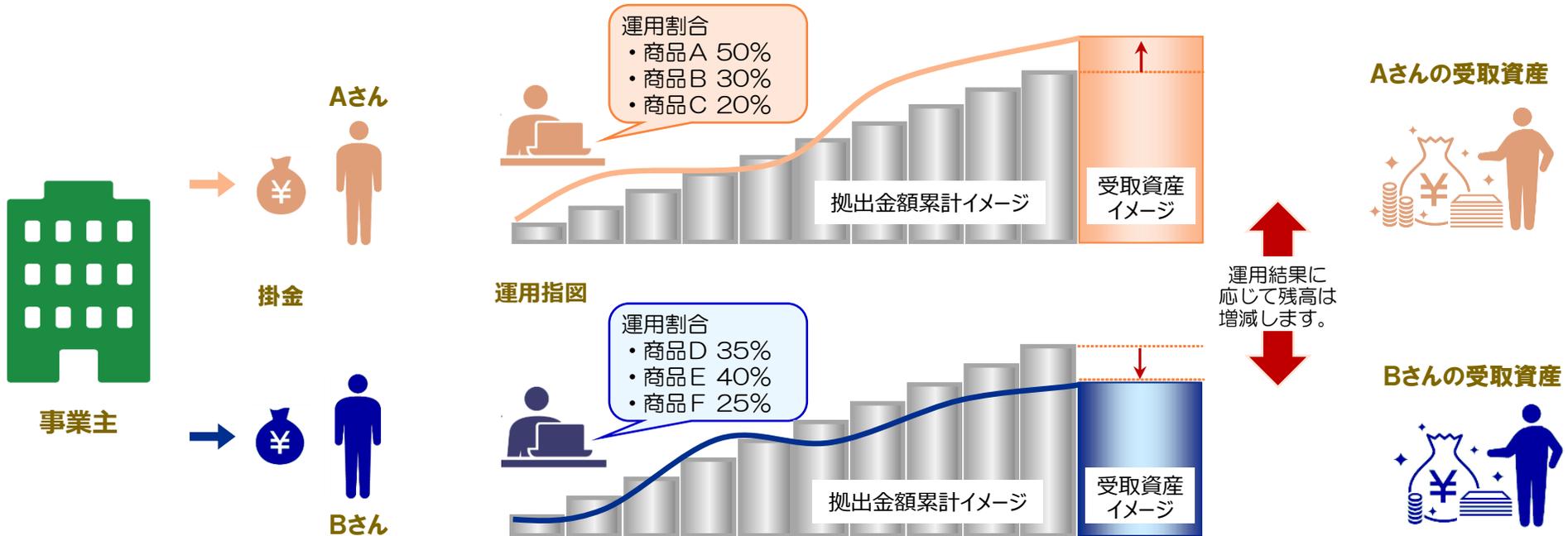
※任意の時期に引き出すことはできません。

2. 運用

加入者は、自ら運用商品を選択し、拠出された掛金を運用します。（これを「運用指図」といいます。）運用商品は、ラインナップの中から選択でき、随時変更も可能です。運用結果に応じて資産の残高が増減します。

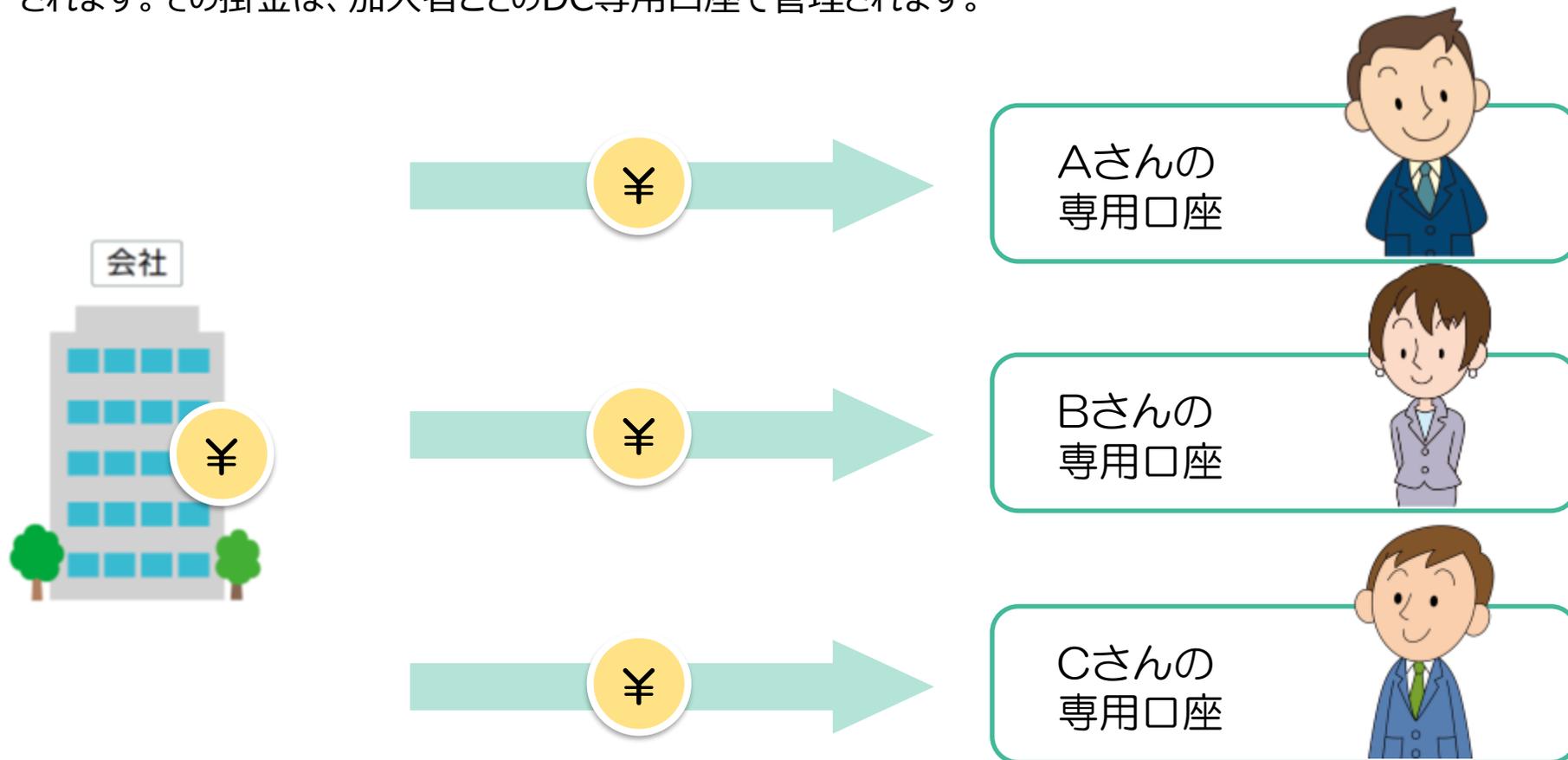
3. 受取

運用した資産は、原則、満60歳から一時金や年金として受け取ることができます。



企業型DCのながれ(拠出)

会社は、加入者（従業員）ごとに毎月の掛金額を決定します。掛金は、会社を通じて事業主掛金として拠出されます。その掛金は、加入者ごとのDC専用口座で管理されます。



掛金の限度額（月額）

他の企業年金※なし	他の企業年金※あり
55,000円	27,500円

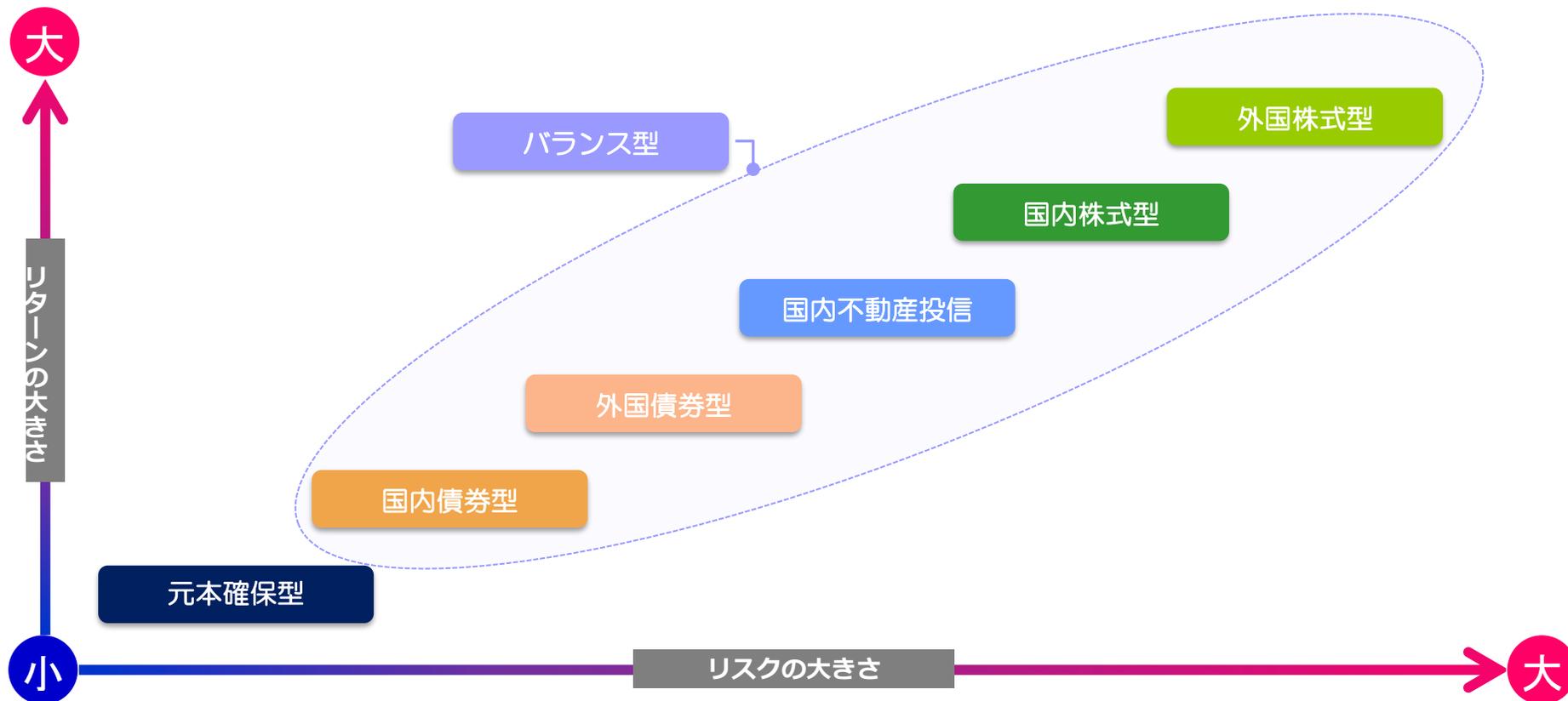
※ 他の企業年金・・・確定給付企業年金、厚生年金基金など

企業型DCのながれ(運用)

あらかじめ決められた商品ラインアップの中から自らの判断で運用商品を選び、資産を運用していきます。
コールセンターやWebでいつでも運用状況の確認や運用商品の変更ができます。
運用商品には大きく分けて、「元本確保型商品」と「投資信託」の2種類があります。

各運用商品のリスクとリターンの関係

(注) 図はあくまでイメージです。市場環境等により異なる場合があります。



企業型DCのながれ(給付)

給付には **老齢給付金** **障害給付金** **死亡一時金** の3種類があります。

老齢給付金

原則60歳以降75歳までの間に老齢給付金の受取を開始することができます。
ただし、掛金が支払われる「加入者」となっている期間は、受取を開始することができません。
受取方法は、老後の生活設計に合わせて「一時金」「年金」「一時金・年金の併用」から選択できます。

！ 万が一の時のお受け取り方法

傷害給付金

加入者等が傷病等により一定の障害の状態※になった場合に受け取ることができます。

受取方法は、
「一時金」「年金」「一時金・年金の併用」
の選択ができます。

※国民年金の障害基礎年金を受け取ることができる程度

死亡一時金

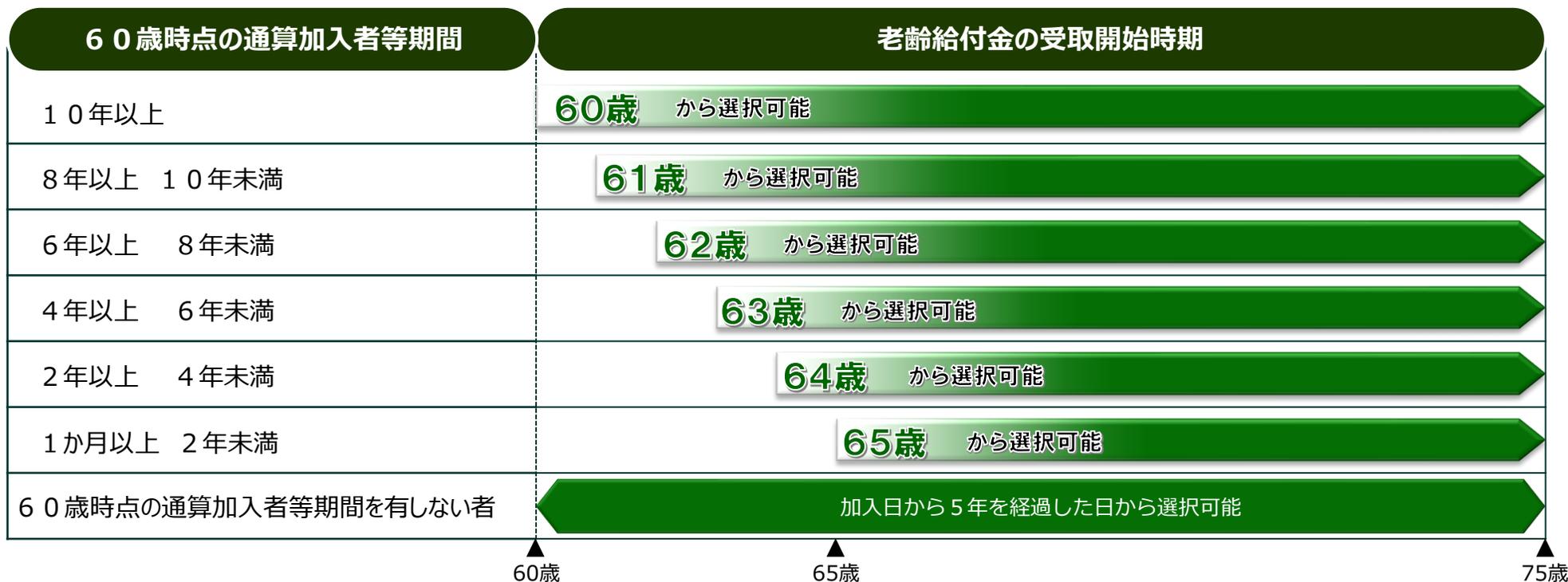
加入者等が亡くなられた場合に、ご遺族の方が受け取ることができます。

受取人を複数人選定することはできません。
受取方法は「一時金」のみとなります。

老齢給付金の受取開始年齢

老齢給付金の受取開始年齢は、60歳時点の通算加入者等期間※によって異なります。ただし、受取開始年齢に達していても、加入者である（掛金が拠出されている）間は老齢給付金を受け取ることはできません。いずれの場合も、75歳までに受取を開始することが必要です。

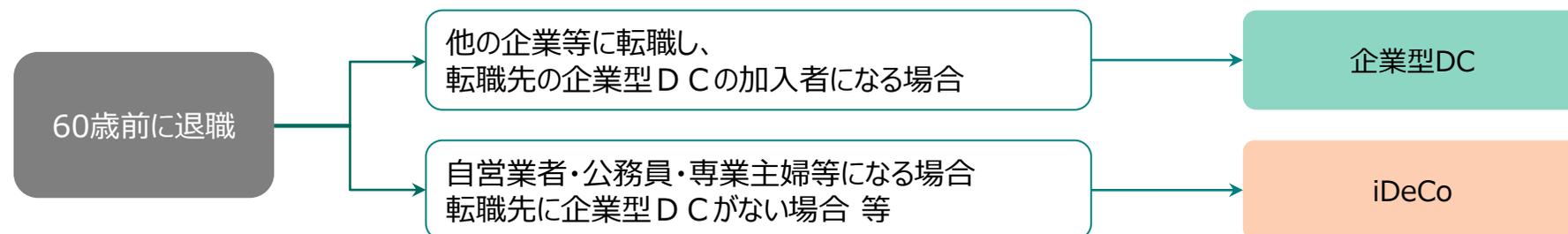
※企業型DCの加入者期間および運用指図者期間、iDeCoの加入者期間および運用指図者期間を合算した期間です。



中途退職時の取扱い

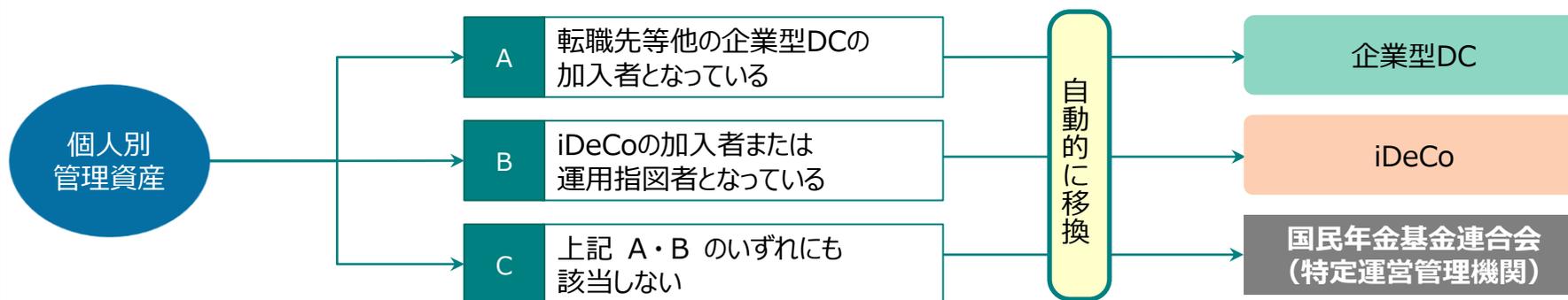
60歳未満で中途退職される場合、それまでに積み立てた企業型DCの資産は、転職先の企業型DCやその他の企業年金制度に持ち運ぶこと(これを「ポータビリティ」といいます。)ができます。

退職後の資産の移換先



(注) 上記は主な移換先であり、ご退職後の状況により手続きが変わります。ご退職後は必ずコールセンターで手続きの方法をご確認ください。

6か月以内に資産移換手続きを行わなかった場合の取扱い

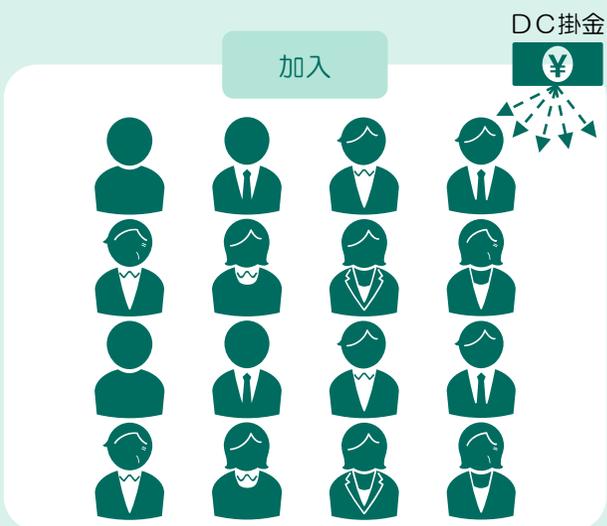


1. A・Bに該当するときは、本人申出がない場合でも、自動的に企業型DCまたはiDeCoに移換が行われます。
2. Cに該当するときは(「自動移換」といいます。)、資産は現金化され、運用されないまま資産から手数料が差し引かれる等の制約があります。
 - (1) 自動移換となっている期間は加入者等期間に含まれないため、老齢給付金の受取開始時期が遅れる場合があります。
 - (2) 自動移換となった資産は、その後、企業型DCまたはiDeCoの加入者等の資格を取得した場合、当該企業型DCまたはiDeCoに自動的に移換されます。
 - (3) 自動移換となった場合、国民年金基金連合会(特定運営管理機関)の事務手数料がかかります。

加入対象者の範囲

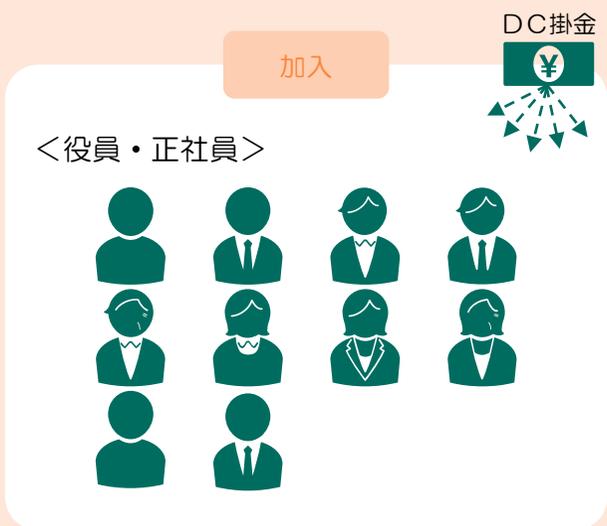
企業型DCは、『厚生年金被保険者が全員加入すること』が原則です。
ただし、一定の条件（職種や勤続期間）を定め、加入者の範囲を設定することも可能です。
加入しない人に対する代替措置を設けない場合は、「著しい労働条件の違い」を示す必要があります。

社員区分問わず 全員加入



加入しない

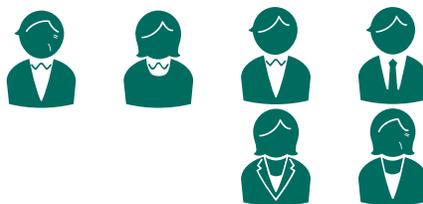
加入対象外職種あり (代替措置あり)



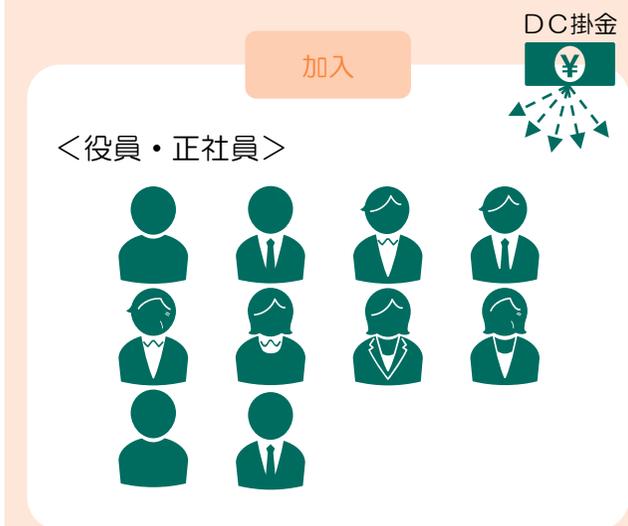
加入しない

前払退職金

<嘱託・パートアルバイト>



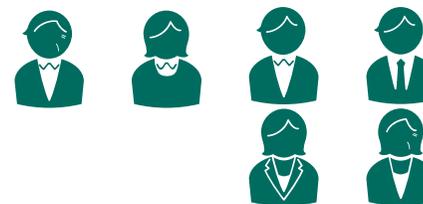
加入対象外職種あり (代替措置なし)



加入しない

前払退職金

<嘱託・パートアルバイト>



選択制(ベース掛金あり)

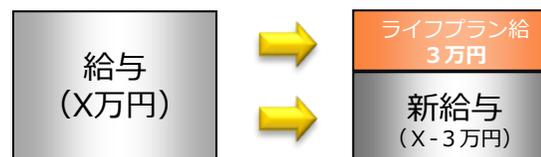
導入のパターンとして、従業員自身にDCを『加入する』か『加入しない』かを選択させる『選択制』と呼ばれる方法があります。以下の事例は会社が全員に対して拠出する「会社掛金」が**あり**のパターンです。この場合、全員が加入者となります。

現行の給与を調整し、
「ライフプラン給」を新設。

- 「現行の給与」と「ライフプラン給 + 新給与」の総額は変わりません。
- 給与を基に計算される残業代等の割増賃金についても影響はありません。

《イメージ》

【例】ライフプラン給が3万円の場合



【パターン1】

全額を「前払選択金」として給与と併せて受取る。
全額所得税・住民税の対象

DC掛金

第一掛金 (会社)

前払選択金

前払選択金
3万円

【パターン2】

一部を「DC掛金」、一部を「前払選択金」として給与と併せて受取る。
前払選択金分のみ所得税・住民税の対象

DC掛金

第一掛金 (会社)

第二掛金 (個人の選択)
2万円

前払選択金

前払選択金
1万円

【パターン3】

全額を「DC掛金」として拠出する。
所得税・住民税の対象外

DC掛金

第一掛金 (会社)

第二掛金 (個人の選択)
3万円

前払選択金

選択制(ベース掛金なし)

以下の事例は「会社掛金」がなしのパターンです。

この場合、同じ職種の方でも加入している人といない人が混在している状況になります。

現行の給与を調整し、
「ライフプラン給」を新設。

- 「現行の給与」と「ライフプラン給 + 新給与」の総額は変わりません。
- 給与を基に計算される残業代等の割増賃金についても影響はありません。

《イメージ》

【例】ライフプラン給が3万円の場合



【パターン1】

全額を「前払選択金」として給与と併せて受取る。

全額所得税・住民税の対象

DC掛金

前払選択金

前払選択金
3万円

【パターン2】

一部を「DC掛金」、一部を「前払選択金」として給与と併せて受取る。

前払選択金分のみ所得税・住民税の対象

DC掛金

確定拠出年金
掛金
2万円

前払選択金

前払選択金
1万円

【パターン3】

全額を「DC掛金」として拠出する。

所得税・住民税の対象外

DC掛金

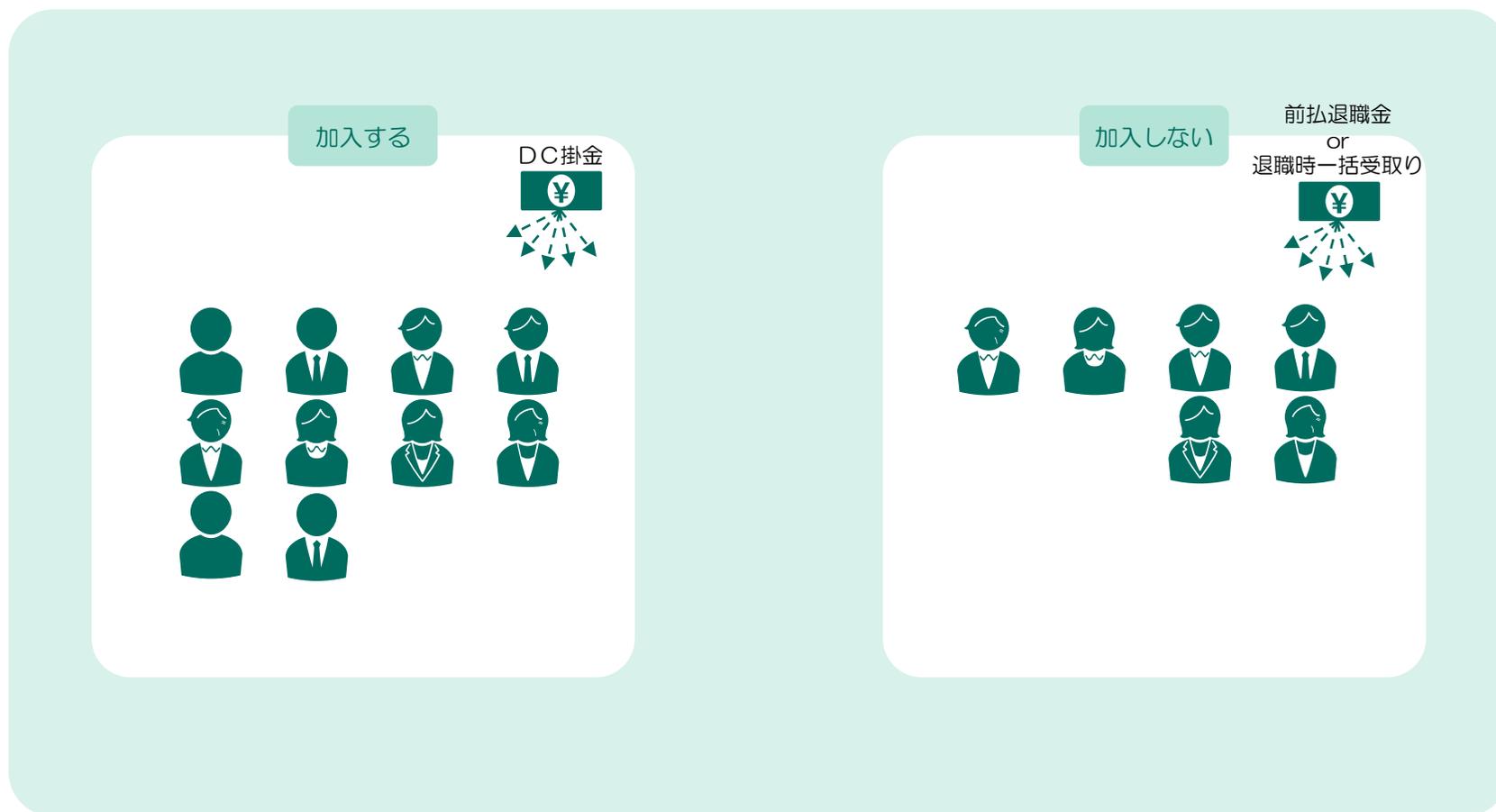
確定拠出年金
掛金
3万円

前払選択金

選択制(50歳以上)

50歳以上で新たにDCに加入する場合、運用期間が短く、また、60歳以降に定年しても、すぐに給付を受けられない（前述の通り60歳時点の通算加入者等期間※によって、受取開始年齢が異なります。）という不都合が生じる恐れがあることから、50歳以上の従業員のみ、DCに加入する否かを選択させることも可能です。

※企業型DCの加入者期間および運用指図者期間、iDeCoの加入者期間および運用指図者期間を合算した期間です。



掛金(ライフプラン給)の設定

DCの掛金(ライフプラン給)は、会社の方針に従い、設定することが可能です。
以下は設定方法の事例となります。いずれも法律の限度額以内で設定する必要があります。

<全従業員一律>

区分	掛金
全員一律	54,000円

<役職別>

役職	掛金
執行役員	50,000円
部長	45,000円
次長	40,000円
課長	35,000円
課長代理	30,000円
係長	25,000円
主任	20,000円
担当	10,000円

<勤続年数別>

勤続年数	掛金
30年以上	50,000円
25年以上30年未満	45,000円
20年以上25年未満	40,000円
15年以上20年未満	35,000円
10年以上15年未満	30,000円
5年以上10年未満	25,000円
5年未満	20,000円
新入社員	10,000円

企業型DC 選択制のメリットとデメリット

選択制の場合メリットがある反面、注意すべき点もあります。

DCの掛金は給与とみなされないため、税金、社会保険料の計算対象になりません。

このため、ライフプラン給からDCの掛金としての拠出を選択した方は、

所得税等の税金や厚生年金保険料等の社会保険料の負担が軽減される場合があります。

負担軽減額の例

例えば、ライフプラン給から **毎月1万円（年間12万円）** をDCの掛金として拠出した場合

軽減額	税金（所得税・住民税）	約1.8万円
	社会保険料（厚生年金保険・健康保険等）	約1.8万円

税金・社会保険料合計で、年間約3.5万円以上軽減される場合があります。

【試算の条件】

- 税金：最低税率15%（所得税：5%、住民税：10%）とし、課税所得が12万円下がった場合として試算。
- 社会保険料：保険料率15%（厚生年金：9.150%、健康・介護保険：5.955%（京都府））とし、標準報酬月額が1万円下がった場合として試算。

（注）実際の税金・社会保険料は収入や家族構成等により変わります。

注意点

給与の額が下がることにより、**将来の老齢厚生年金、健康保険の傷病手当金等の受取額が下がる場合があります。**

例えば、40歳～60歳までの20年間、DCの掛金を選択し、標準報酬月額^{（※1）}が月1万円下がった場合、65歳から受け取る老齢厚生年金は、年額13,154円（月1,096円）^{（※2）}減る計算になります。

※1 標準報酬月額については、次のページをご確認ください。

※2 報酬比例部分の減少額：1万円 × (5,481 / 1000) × 240月 = 13,154円（老齢厚生年金の計算式による）

選択制導入時のご留意点

1 給与規程の改定

- ・現行の給与体系を変更し、新給与とライフプラン給に区分します。
- ・この改定により、割増賃金の計算基礎である給与が減少します。
改定前後で割増賃金が同水準となるよう、計算基礎にライフプラン給を含めるように変更が必要です。

2 賞与・退職一時金の改定

- ・ライフプラン給の新設に伴って変更した基本給と連動している場合は併せて改定を行います。
例：賞与の計算方法を『基本給およびライフプラン給の合計額の●か月分』とする等

3 給与規程等改定時の留意点

- ・給与水準が、最低賃金を下回らないことを確認する必要があります。
- ・求人・採用時の条件提示においては、ライフプラン給について補足する等の対応が必要です。

4 ライフプラン給の留意点

- ・一般的に、給与計算期間の途中で採用または退職した場合、日割計算する旨が定められていますが、DCは暦月単位で運営されますので、月途中入社であっても通常は1か月分の掛金を拠出する必要があります。
- ・ライフプラン給の支給も原則として暦月単位となるため、月途中での採用・退職の場合も、当該月分は全額支給対象となります。

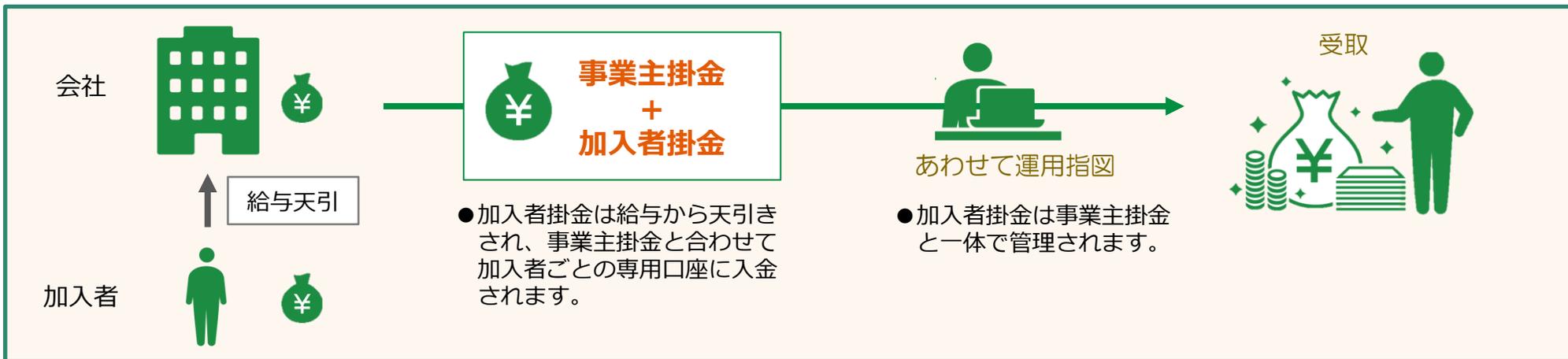
5 役員報酬について

- ・ライフプラン給相当額について、役員報酬の減額変更が必要です。
- ・役員報酬の損金性は定期同額給与が要件です。
- ・株主総会後の取締役会等にて各役員の役員報酬を変更し、その後に役員を加入対象とすることが望ましいと考えられます。

マッチング拠出制度

[マッチング拠出制度は、確定拠出年金法上の正式名称を「企業型年金加入者掛金」といいます。]

事業主が拠出する掛金（事業主掛金）に上乗せして、加入者自身が掛金（加入者掛金）を拠出することができる制度を「マッチング拠出」といいます。加入者自身が拠出した加入者掛金は、全額が所得控除の対象になります。



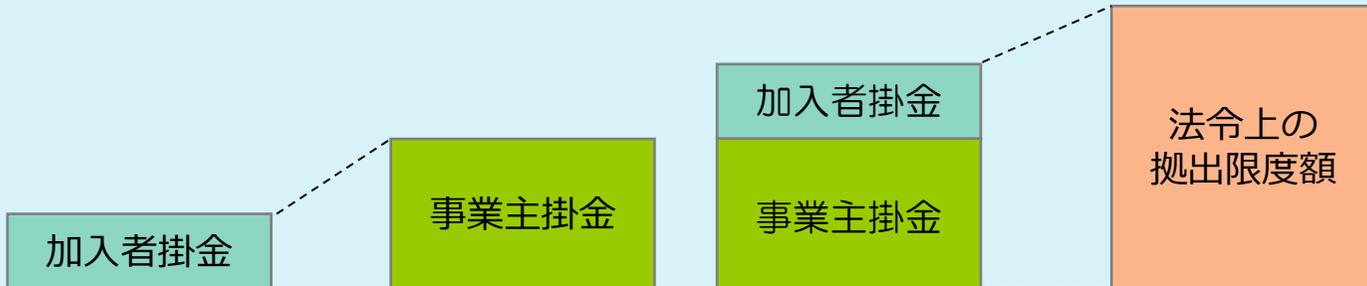
加入者掛金の限度額

マッチング拠出の加入者掛金額は次の2つの要件（①、②）の両方を満たす必要があります。

- ①加入者掛金額は事業主掛金額と同額以下であること。
- ②事業主掛金と加入者掛金の合計額が法令で定める拠出限度額以下であること。

①加入者掛金 ≤ 事業主掛金

②加入者掛金 + 事業主掛金 ≤ 拠出限度額



マッチング拠出 ご利用にあたってのご留意事項

「マッチング拠出」を利用（加入者掛金を拠出）している方は、「iDeCo」に加入する（掛金を拠出する）ことはできません。

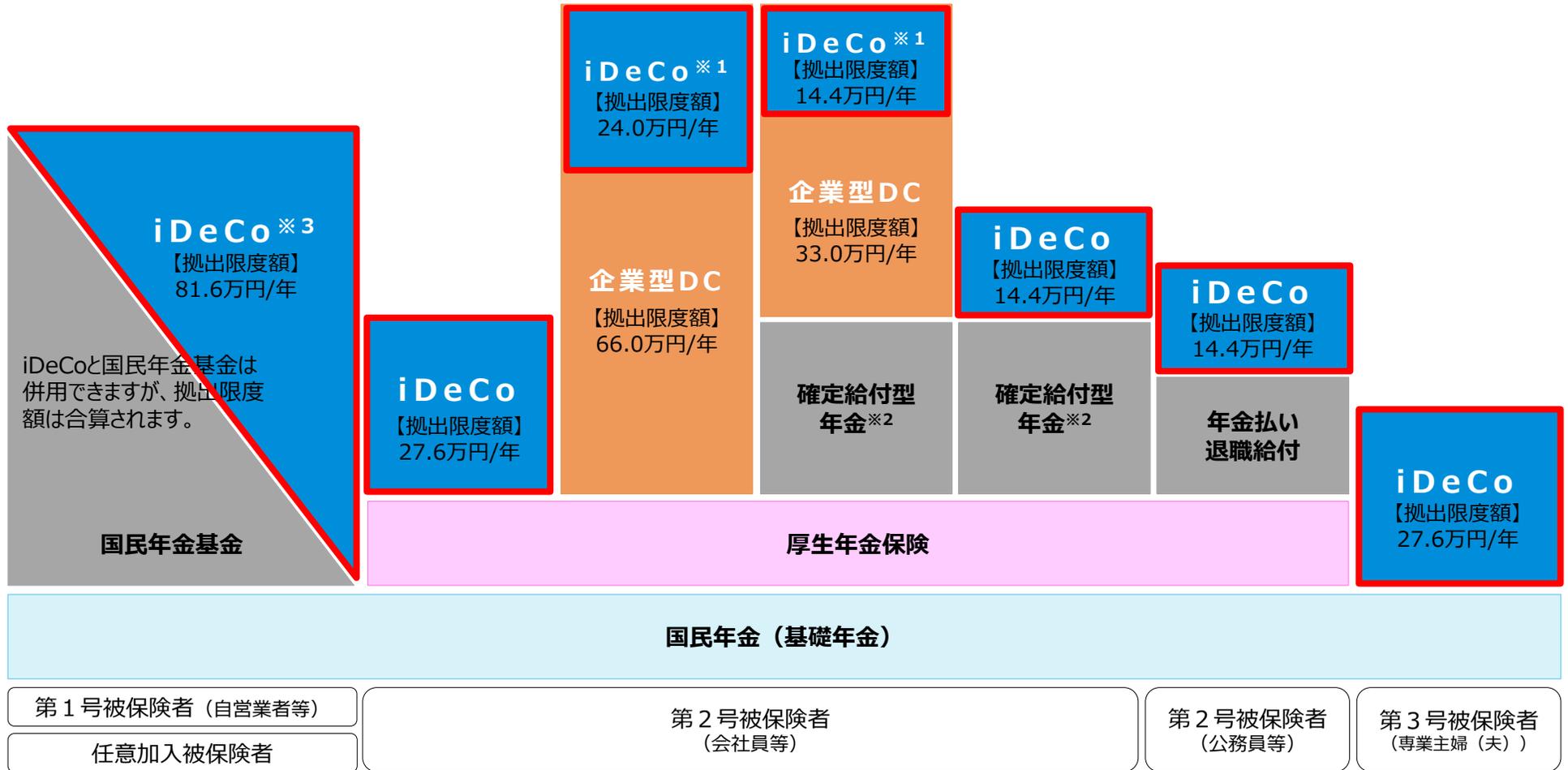
※個人単位で「マッチング拠出」か「iDeCo」のいずれか一方を選択する必要があります。

企業型DCのメリットとデメリット

	 メリット	 デメリット
会社	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金は全額損金算入ができる。 ・社会保険料の削減が見込める（掛金額による）。 ・従業員に新たな福利厚生制度を提供できる。 ・積立不足が発生しない。 ・退職給付債務が発生しない。 ・中途採用時の雇用条件の武器になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の内容によっては、掛金分の支出が増える。 ・従業員へ継続的な投資教育が必要。 ・前払いのため、中途退職時の「自己都合減額」等への裁量権がおよばない（全額DC移行の場合）。 ・貸金体系等の変更が必要となる場合もある。 ・導入時および制度運営によるコストがかかる。
従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険料の削減効果が期待できる。 ・自らの資産残高が把握でき、離転職時に年金資産を持ち運べる。 ・退職事由による減額はない。 ・様々な税制優遇を受けることができる。 ・個人ごとに資産が管理されているので、先に退職した従業員が不利となるような不公平感がない。 ・個人資産の安全は確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金の受取額が減額される場合がある。 ・原則として60歳まで現金化できない。 ・資産運用リスクを負う。

iDeCoの制度詳細

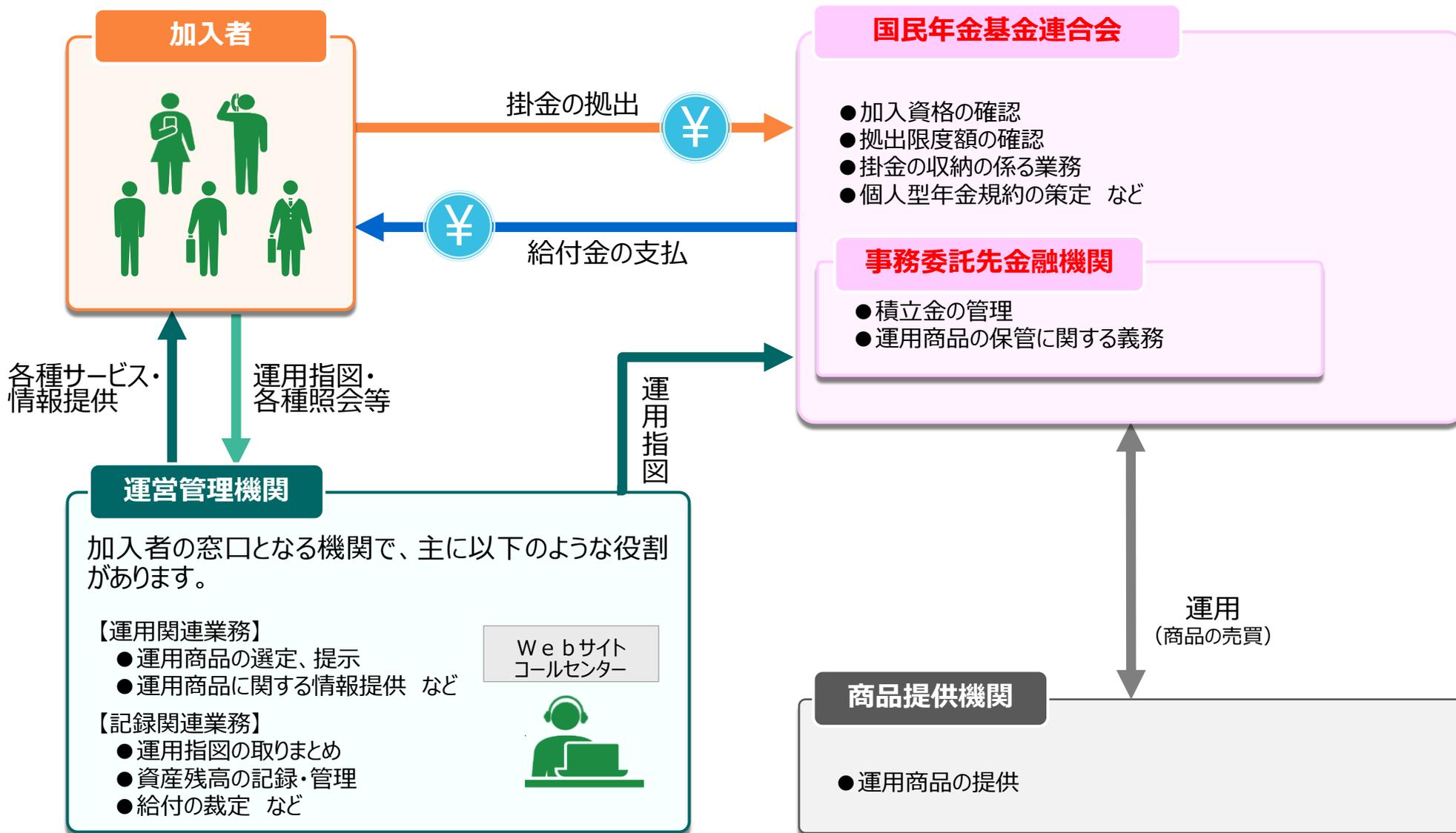
公的年金とDCの位置づけ



- ※ 1 企業型DC加入者は、原則iDeCoに加入することができます。ただし、企業型DCの事業主掛金が毎月定額拠出ではない（年単位拠出となっている）場合、または企業型DCの加入者掛金（マッチング拠出）を利用している場合は、iDeCoに加入することはできません。
- ※ 2 厚生年金基金、確定給付企業年金があります。
- ※ 3 国民年金の保険料の納付免除や納付猶予を受けている方、農業者年金の被保険者はiDeCoに加入できません。

iDeCoの運営

iDeCoは、以下のように運営しています。



iDeCoの掛金限度額

iDeCoの掛金限度額		
国民年金の第1号被保険者		→ 月額6.8万円（年額81.6万円） （国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠）
意加入被保険者		→
国民年金の 第2号 被保険者 会社員 ・ 公務員等	お勤めの会社に企業年金※1 がない会社員	→ 月額2.3万円（年額27.6万円） （中小事業主掛金との合算枠）
	企業型DCのみに 加入している会社員	→ 月額2.0万円（年額24.0万円）※3
	確定給付型年金と企業型DC に加入している会社員	→
	確定給付型年金のみに 加入している会社員	→ 月額1.2万円（年額14.4万円）※2
	公務員等※2	→
国民年金の第3号被保険者 専業主婦（夫）		→ 月額2.3万円（年額27.6万円）

※1 企業年金とは、企業型DCおよび確定給付企業年金をいいます。

※2 国家公務員共済組合、地方公務員等共済の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者を指します。

※3 企業型DC加入者は、企業型DCの拠出限度額から企業型DCの事業主掛金を差し引いた残額がiDeCo掛金の拠出限度額となります。
なお、残額がiDeCoの拠出限度額（月額20,000円または同12,000円）を超過する場合は、iDeCoの拠出限度額が上限となります。

企業型DCとiDeCoの違い

	企業型DC	iDeCo
申込手続き	事業主が選定した運営管理機関を通じて手続き	個人が選定した運営管理機関で手続き
掛金拠出	事業主が拠出	個人が拠出
運用商品	事業主が選定した運営管理機関が選定した運用商品から選択	個人が選定した運営管理機関が選定した運用商品から選択
手数料	事業主が負担	個人が負担
掛金納付方法	事業主が全加入者分を取りまとめて納付	個人口座からの引き落とし（または事業主が給与天引き）

マッチングとiDeCoの比較

従業員が自己資金でDCを活用した老後資産形成を行いたい場合、企業型DCでマッチング拠出を利用する方法と、iDeCoに加入する方法があります。

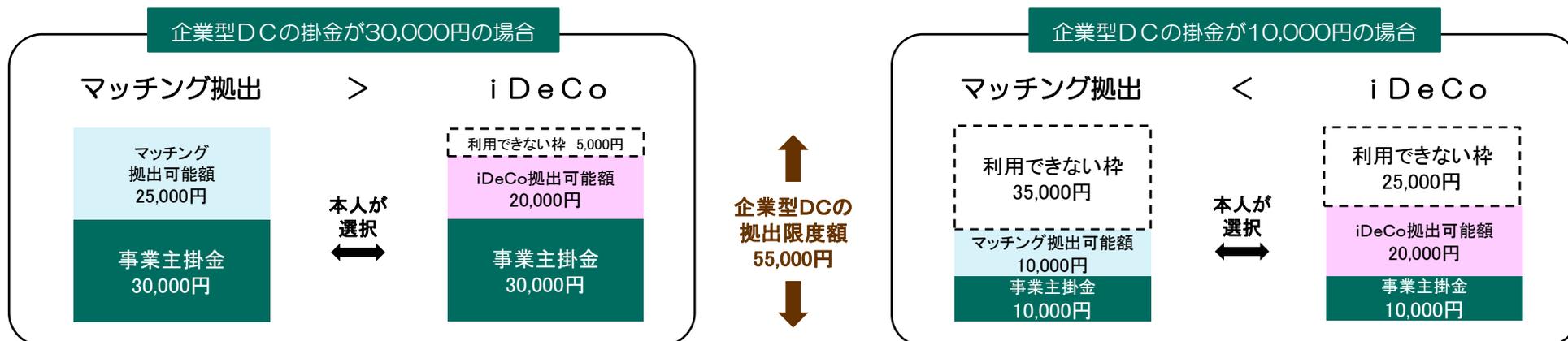
マッチング拠出制度のある企業型DCでは、企業型DC加入者（従業員）個人ごとに「マッチング拠出」か、「iDeCo」のいずれか有利な制度を選択できます。

◆制度比較

項目	企業型DCのマッチング拠出	iDeCo
拠出方法	事業主による給与天引（事業主掛金と合わせて拠出）	本人口座からの引落（個人払込） または事業主による給与天引（事業主払込）
拠出制限	以下の要件（①、②とも）を満たすこと ①事業主掛金と加入者掛金（マッチング拠出）の合計額が企業型DCの拠出限度額を超えないこと ②加入者掛金額が事業主掛金額を超えないこと	企業型DCの拠出限度額から企業型DCの事業主掛金を差し引いた残額の範囲を超えないこと（上限あり） ※事業主掛金の引上げにより合計額が拠出限度額を超過する場合は、iDeCo掛金が自動的に減額・停止される
掛金の税制措置	所得控除の対象（小規模企業共済等掛金控除）	所得控除の対象（小規模企業共済等掛金控除）
運用商品	加入する企業型DCの商品ラインアップから選択	加入するiDeCoの商品ラインアップから選択
手数料負担	原則、事業主負担（企業型DC加入者となっている期間）	本人負担

◆拠出可能額の比較（企業型DCの事業主掛金によってどちらが多く拠出できるかが異なります。）

<企業型DCの拠出限度額が55,000円（他の企業年金なし）の比較例>



税制優遇

1. 拠出時

掛金は、給与とみなされず、**所得税・住民税の対象にはなりません。**

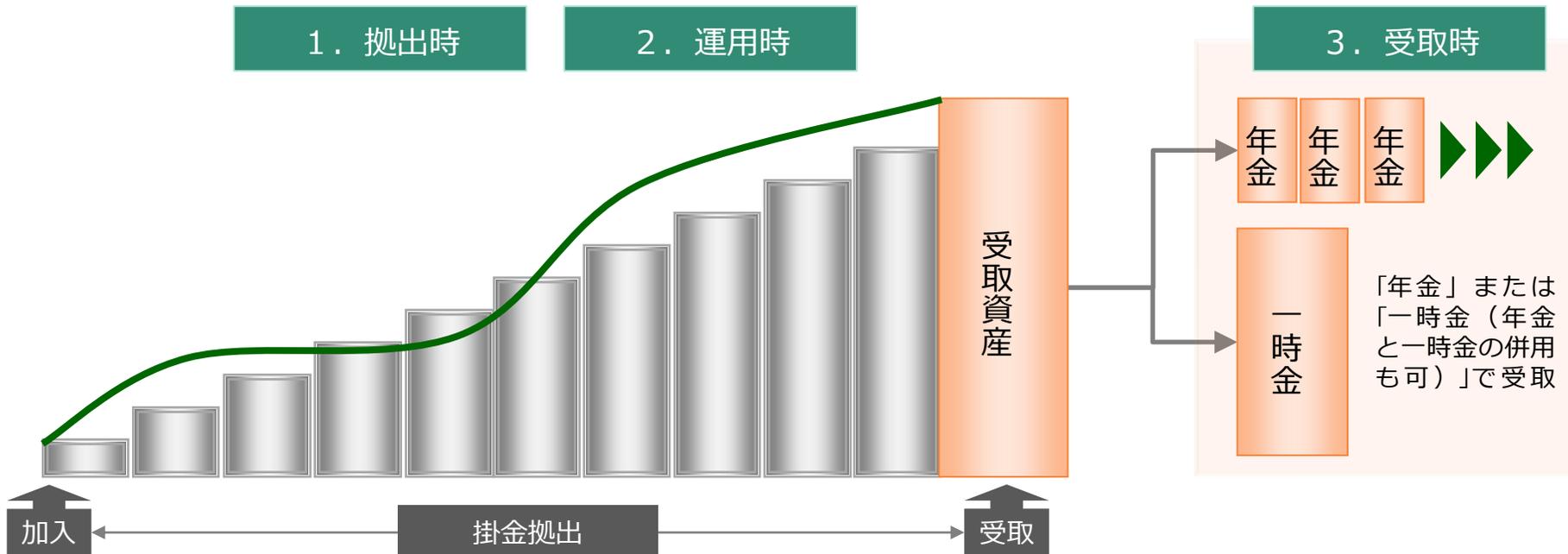
2. 運用時

運用収益（利息や配当、売却益）に対しては、**課税されません。**
（運用段階の年金資産は特別法人税の課税対象ですが、現在、課税凍結中です。）

3. 受取時

「年金」で受け取る場合は、**公的年金等控除**が適用され、
「一時金」で受け取る場合は、**退職所得控除**が適用されます。

各段階の税制優遇



MS&AD

三井住友海上